

朝倉市地域包括支援センター業務（比良松・杷木圏域）委託仕様書（案）

本仕様書は、介護保険法（以下「法」という。）等の関係法令及び朝倉市地域包括支援センター（以下「センター」という。）業務受注者募集要項に定めるもののほか、センターの業務に関して必要な事項を定める。

1 業務名

朝倉市地域包括支援センター業務（比良松・杷木圏域）

2 目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

3 実施主体

事業の実施主体は、朝倉市（以下「発注者」とする。）とし、事業の目的を十分に理解し、業務を適切に遂行できると認める者（以下「受注者」とする。）に委託して実施する。

4 委託期間

契約日から令和10年3月31日までとする。

また、契約日から令和8年3月31日までを準備期間、令和8年4月1日から令和10年3月31日までを業務期間とする。

5 センターの担当圏域

本業務を行うセンターの担当圏域は、以下のとおりとする。

日常生活圏域 (中学校区)	地 区	高齢者人口（人）	
		R7 (※1)	R13 推計 (※2)
比良松・杷木	朝倉、宮野、大福、松末、杷木、久喜宮、志波	5,352	5,050

※1 令和7年4月末現在。

※2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」の高齢者人口推計を令和7年4月末圏域ごと高齢者人口で按分。

6 設置場所

（1）センターは、担当する圏域内に設置すること。

（2）上記（1）の圏域において、鉄道の駅やバスの停留所等の公共交通機関の乗降場所に隣接しているなど利用者の利便性を確保することが望ましい。

（3）センターの設置場所については、受注者が運営する他業務の実施場所と明確に区別することが望ましい。

※設置にあたっては、他法令で手続きが必要な場合があるため、受注者においてあらかじめ確認をすること。（例：本市の都市計画等、建築基準法、農地法等）

7 委託料等

（1）委託料の額

委託料は「10業務内容（（6）を除く）」の業務に係る委託料とする。なお限度額は、8の職員

配置数等の人数を満たした場合の金額とする。

日常生活圏域 (中学校区)	2年分提案限度価格	各年度提案限度価格
比良松・杷木	42,820,000 円	21,410,000 円

また、高齢者実態把握業務については別途契約を締結し実績に応じた委託料を支払うものとする。本委託契約は、消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 14 条の 3 第 5 号、厚生労働省告示（平成 29 年 3 月 31 日第 166 号）に基づき、非課税の取り扱いとなる。

なお、準備期間については、委託料は支払わないものとする。

（２）他事業との経理区分

- ① センターに係る経理と、指定介護予防支援事業及び第 1 号介護予防支援事業を含む他の事業に係る経理とを明確に区分すること。
- ② 指定介護予防支援事業及び第 1 号介護予防支援事業に係る介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費については、本委託料に含まれないことから、当該業務に従事する者については、受注者が別途雇用すること。その場合の介護報酬については受注者の収入とする。

8 職員配置等

従事者は 3 名とし、3 職種をそれぞれ 1 名配置すること。

受注者は、各従事者の業務内容を踏まえ、その者の経験及び能力から、適切かつ効果的な業務履行が期待できる者を選定し配置すること。3 職種の確保が困難である等の事情によりこの人員の配置が難しい場合には、これらに準ずる者を配置することができる。ただし、社会福祉士に準ずる者及び主任介護支援専門員に準ずる者の配置を行った場合においても、恒常的な配置とはしないこと。

（１）3 職種（施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ）

① 「保健師又は保健師に準ずる者」

- ・保健師
- ・保健師に準ずる者

地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する者。なお、当該準ずる者には准看護師は含まないものとする。

② 「社会福祉士又は社会福祉士に準ずる者」

- ・社会福祉士
- ・社会福祉士に準ずる者

福祉事務所の現業員等の業務経験が 5 年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者

③ 「主任介護支援専門員又は主任介護支援専門員に準ずる者」

- ・主任介護支援専門員
- ・主任介護支援専門員に準ずる者

次のいずれかに該当する者とする。

ア 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成 18 年 6 月 15 日老発第 0615001 号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成 14 年 4 月 24 日付老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言

のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

ここでいう育成計画については、様式の定めはないが、次の内容を記載することとし、当該育成計画を策定した際は、市に報告すること。

- a 主任介護支援専門員研修の受講予定日
- b 助言を行う主任介護支援専門員の氏名
- c 助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を修得するための支援等の内容（定期的な面談、同行訪問の実施、当該職員が担当するケースに関する検討・振り返り等）
- d その他センターが必要と認める事業

また、介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。

（2）その他の職員の配置

3職種以外の職員については、センター職員の業務負担軽減・資質の向上・定着支援等を通じた包括的支援事業等の質の向上等を総合的に勘案し、事前に発注者に相談の上、委託料の範囲内でセンターに置くことができる。（専門職がより専門的な業務に従事できるよう事務職員の配置を想定）

（3）勤務形態

上記（1）①～③何れの職種も常勤・専従で配置することを基本とするが、事前に発注者に申し出たうえ、地域包括支援センター運営協議会が必要であると認めるときは、介護保険法施行規則第140条の66第1号イに基づき、常勤換算方法での非常勤職員の配置を認める。上記（2）については、非常勤職員も可とする。

（4）統括責任者

統括責任者（センター長）を定めるものとする。なお、統括責任者は、上記（1）①～③の職員が兼務することができる。

（5）育児休暇及び病気休暇等

上記（1）①～③何れかの職員が育児休暇又は90日以上の子病気休暇を取得する場合は、速やかに代替職員を補充すること。ただし、産前産後休暇及び90日未満の子病気休暇等で発注者へ書面で報告し、事前に承認を得た場合はこの限りではない。

（6）欠員不補充

センター職員配置数を満たさない状態が生じた場合を欠員とし、受注者は速やかに発注者へ書面にて報告すること。また発注者は、センター職員が欠員となった月の初日から末日まで欠員を補充できない場合は、委託料を減額することができる。ただし、上記（5）に該当する場合を除く。

（7）指定介護予防支援事業所

委託する業務のほか、指定介護予防支援（法第115条の22）の業務を行う常勤職員として、次に掲げる資格のいずれかを有し介護予防支援に関する知識を有する職員を1名以上配置すること。

- ① 保健師
- ② 介護支援専門員
- ③ 社会福祉士
- ③ 経験ある看護師（准看護師は含まない）
- ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

その他必要な人員については、「朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介

護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年12月24日朝倉市条例第27号）」その他関係法令を遵守すること。

（8）業務の兼務について

- ① センターの職員と指定介護予防支援事業所の職員の兼務については、（1）から（3）の要件を満たす場合には認めるものとするが、それ以外の業務については認めない。
- ② センターの職員は、一人当たり10件を上限に介護予防サービス計画を作成することができる。
- ③ 指定介護予防支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、センターの業務及び指定介護予防支援の業務については従事できるものとする。

（9）研修会等の受講

センターの職員と指定介護予防支援事業所の職員は、福岡県、職能団体、及び各種協議会が開催する研修会等を毎年受講すること。

9 業務時間及び休業日

センターの業務時間、休業日は次のとおりとする。

（1）業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（2）休業日等

- ① 土・日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- ③ 1月2日及び1月3日並びに12月29日から31日まで

（3）業務時間外や休業日等の対応

- ① センターは、利用者（相談者）の利便性を考慮して、業務時間外や休業日であっても電話や訪問等による相談、対応ができる体制をとること。
- ② 緊急時の対応として、業務時間外や休業日であってもセンターの職員と速やかに連絡が取れるような体制を整備しておくこと。

10 業務内容

センターは、関係機関と密接な連携を図りつつ下記（1）～（7）の事業を実施すること。

（1）総合相談支援事業（法第115条の4第2項第1号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。また複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、相談等を通じて自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐこと。

① 初期段階での相談対応

相談に対して的確な状況把握を行い、緊急対応の必要性を判断すること。相談者自身による解決が可能な場合は、相談内容に即したサービス、制度及び関係機関に関する情報を提供すること。また、高齢者本人のみならず、介護を行う家族等に対する支援を行うこと。

② 専門的・継続的な相談支援

専門的・継続的な関与が必要と判断した場合は、訪問等により、当事者に関する詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定すること。また、支援計画に基づき、適切なサービス及び制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、支援が適切かどうか確認すること。

③ 地域におけるネットワーク構築

効率的・効果的にセンターの業務を行うため、支援を必要とする高齢者等を把握し、保健・医

療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へつなぎ、継続的な見守りを行うため、地域における様々な関係者とのネットワークを構築すること。コミュニティセンターや民生委員・児童委員、自治会等へ業務内容の説明等を行い、必要時に相談しやすい体制を整備すること。

④ 実態把握

高齢者に関しての情報提供があった場合は、その高齢者宅を戸別に訪問し、心身や家族の状況等の実態を把握し、受注者が提供するシステムに入力後発注者へ報告書を提出すること。当該業務については、別途業務委託契約を締結し実施すること。

⑤ 記録

相談後、受注者が提供するシステムに記録を入力すること。内容については、継続支援や情報開示も念頭に、必要な事項は詳細に記録すること。

(2) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

地域の住民や民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなぐ方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のための支援を行う。

① 成年後見制度の活用促進に関すること

ア 成年後見制度の利用が必要かの判断

イ 成年後見制度の利用にかかる制度の説明、親族等による申し立ての支援

ウ 成年後見センター等、関係団体との連携

② 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の理由で措置入所等が必要と判断した場合は、発注者に当該高齢者の状況等を報告するとともに速やかに必要なサービスの利用を支援すること。

③ 虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」等に基づき実施すること。虐待の事例を把握した場合は、速やかに発注者に報告し、当該高齢者を訪問して状況確認をすること。虐待解消に向けて、発注者と連携・協働して継続的に支援を行うこと。また、通常の相談業務や関係機関との連携の中で、虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を未然に防ぐための支援を3職種の専門性をいかしながら行うこと。

④ 困難事例への対応

認知症、精神疾患、家族の関与、経済問題、及びセルフネグレクト等、本人又は家族に重層的に課題が存在している困難事例を把握した場合は、センターの専門職種が相互に連携するとともにセンター全体で対応を検討し必要な支援を行うこと。

⑤ 消費者被害の防止

悪質な訪問販売、リフォーム業者等による消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と情報交換を行うとともに、被害の再発を防ぐため、認知機能の状況等を勘案し成年後見等の申立ての支援を行うこと。

また、民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報を提供すること。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域における様々な機関（医療、介護、コミュニティ等の地域団体、民生委員・児童委員等）との連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々の介護支援専門員への支援、サービス計画の検証等を行うこと。

① 包括的・継続的なケア体制の構築

地域における包括的・継続的なケアを実現するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築するとともに、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援すること。

在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）で実施する医療・介護等の多職種が集まる研修会等へ参加し、医療機関等と情報を共有すること。医療と介護の両方を必要とする高齢者やその家族を、包括的に支援できる体制を整備すること。

② 地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用

介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど、介護支援専門員の業務の円滑化を支援すること。

③ 介護支援専門員への日常的個別指導・相談、支援困難事例等への指導・助言

介護支援専門員が個別に相談を受けられる体制を整備すること。居宅（介護予防）サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的見地からの個別指導を行うこと。また、介護支援専門員から支援困難事例の相談を受けた場合、地域の関係者、関係機関と連携しながら具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行うこと。

④ 介護支援専門員等研修会の開催

発注者及び近隣の地域包括センター並びに介護支援事業所の主任介護支援専門員等と協力し、朝倉市及び近隣市町村の介護支援専門員向け研修会を企画・運営すること。

（4）多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うこと。

① 地域連絡会への開催、参加

担当圏域内の区会長、民生委員・児童委員、シニアクラブ役員、福祉委員等とセンター職員との連絡会を、各地域で年1回以上開催すること。ただし、地域で行われている同様の連絡会への出席に代えることができるものとする。

② 行政、医療関係者、介護関係者、地域役員等が主催する会議・研修会等に参加すること。

③ 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）との連携

生活支援コーディネーターと協力・連携を行うこと。あわせて、各地区コミュニティに設置されている協議体とも連携を図り、生活支援等サービスの多様な提供主体との情報共有を図ること。また、地域資源マップの活用と推進を行うこと。

（5）地域ケア会議の実施（法第115条の48）

地域ケア個別会議、地域ケア個別（多職種）会議を開催すること。

① 個別事例の課題解決と地域課題の把握

センター職員及び行政職員から構成され、必要に応じて介護保険事業者、医療関係者等の出席を求める会議体（以下「個別会議」という。）を設置・運営（週1回程度開催）し、個別事例等の課題解決と地域課題の把握を行うこと。

② 地域ケア会議の連携を通じた地域課題の解決

地域ケア個別会議で抽出された地域課題を発注者へ報告すること。また、朝倉市地域ケア推進会議での議論を通じて地域課題の解決や地域づくり、政策形成に繋げ、地域包括ケアシステムの構築に取り組むこと。

（6）指定介護予防支援業務（法第8条の2第16項）

法第115条の22の規定に基づき、センターに併設して指定介護予防支援事業所を設置し、市の指定を受け、指定介護予防支援事業を実施すること。介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、その心身の状況、置かれている生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行うこと。

センターは、指定介護支援業務の一部について、指定居宅介護支援事業者に委託することがで

きるものとする。ただし、委託に当たっては次の事項に留意すること。

- ① 介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員を有する指定居宅介護支援事業者と委託契約を締結すること。
- ② 公正・中立性を確保する観点から、委託の範囲、委託先、委託料等については発注者に報告し、許可を得るとともに、朝倉市地域包括支援センター運営協議会に報告すること。
- ③ 業務に係る責任主体はセンターであり、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成し、評価する場合は、当該計画が適切に作成されているか、内容の妥当性及び評価の内容について確認を行うこと。

(7) その他の業務

- ① 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）（法第115条の45第1項第1号ニ）（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く）

要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス等の適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行うこと。

センターは、第1号介護予防支援事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。ただし、委託に当たっては前項①～③の事項に留意すること。

具体的な実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「介護予防ケアマネジメント等通知」という。）を参考とすること。

② 申請代行等

ア 介護保険認定申請代行

イ 朝倉市が行う在宅高齢者福祉サービスに係る申請者の状況調査及び申請代行。

ウ 「介護予防・日常生活支援総合事業」に係る基本チェックリストの実施。

③ 介護予防・日常生活支援総合事業「訪問型サービスC」の実施

ア 目的

要支援又は要介護状態になる可能性が高いと思われる高齢者が、介護予防への理解を深めることを目的に、「訪問型サービスC」を実施する。

イ 実施内容

朝倉市訪問型サービスC事業実施要綱及び同要領に基づき、対象者の特性にあわせて介護予防に資するプログラム（転倒予防のための運動、筋力向上のための運動、低栄養改善、口腔機能向上、認知症予防、閉じこもり予防など）を企画・立案し、指導すること。

また、業務の実施にあたっては、基本チェックリストを活用し対象者を把握すること。

④ 認知症総合支援事業の実施（法第115条の45第2項第6号）

認知症の人が尊厳を保持しつつ、その個性と能力を十分に発揮できる社会（＝共生社会）の実現に向けて、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、体制整備に向け取り組むこと。市と協働し、認知症基本法に沿った対応・業務を行うこと。

実施内容

ア 認知症サポーター養成講座等の開催

センター及び指定介護予防支援事業所職員は、積極的にキャラバン・メイトの資格を取得し、地域のキャラバン・メイト等と協力しながら認知症サポーター養成講座を実施すること。

イ 相談窓口の周知

様々な機会を捉え、センターが認知症の相談窓口であることを周知すること。

ウ 認知症初期集中支援チームとの連携

認知症初期集中支援チームの活動に対して、同行訪問や情報収集等に協力すること。

エ 認知症地域支援推進員の配置

担当地域の認知症の理解等を支援する認知症地域推進員を1名以上配置し、関係機関と連携しながら活動を行うこと。市と協働し、認知症啓発活動等と一緒に取り組むこと。

オ 認知症カフェの実施

認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェを開催し、認知症当事者やその家族、関係者の交流の場や本人発信の場を提供すること。

カ その他、認知症に関する取り組みを関係機関等と連携して行うこと。

⑤ 地域の介護予防を推進する取り組み

センター及び指定介護予防支援事業所職員は、積極的に地域の医療機関、介護保険事業者及び地区組織団体等と連携し、地域の介護予防に資する講座等を実施すること。

⑥ 準備期間の業務

契約日から令和8年3月31日までの期間を準備期間とし、令和8年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、令和7年度中に、センター業務の引継ぎや準備、事業計画等の作成、指定介護予防支援事業所の指定に係る手続き、会議への参加等を行うこと。準備期間中に要する必要経費は全て受注者の負担とする。

1.1 施設の設備

(1) 事務室、運営に必要な相談室、及び会議室等を備えること。

※相談室及び会議室は、簡易に移動できるパーテーション等により設置することも認めるが、相談者に配慮した形態とすること。また、相談室は、会議室と兼ねることも可能とする。

(2) 事務室について、面積要件は定めないが、センター及び指定介護予防支援事業所の職員が適切に業務を遂行できる床面積であること（相談室及び会議室の床面積は含まない）。

(3) 高齢者に配慮した設備を有すること。事務所を2階以上に設置する場合はエレベーターを設置すること。

(4) サービス提供事業部門を併設している場合は、センターの事務室と分離すること。

(5) 事務室内に事務机及び椅子を職員数分確保し、センター専用の電話器を配置すること。また機械警備の設置及び施錠できる保管庫を有し、セキュリティを確保すること。

※機械警備とは、業務時間外の侵入状況を把握するものであり、業務時間内の不審者情報等を記録するものではない。

※業務時間外にセンターが無人になる場合以外は、機械警備の設置は不要とする。

(6) センター専用のインターネット接続環境を整えたパソコンやタブレット端末等を1台以上常備し、メール等での相談にも対応できる環境を整備すること。その際はセキュリティソフトをインストールする等、セキュリティ機能を確保すること。

(7) 発注者からパソコン、プリンタ、ルータ、地域包括支援センターシステムを貸与し、センター業務及び指定介護予防支援業務の用に供するものとする。なお、貸与にかかる費用については朝倉市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成18年3月20日条例第68号）第5条第1項第1号により無償とする。

(8) パソコンの設置については発注者の指示に従うこと。

(9) センターの看板及び案内板等を1つ以上設置すること。

(10) センター職員専用の車両を1台以上配備すること。また、車両にはセンター名称を掲げること。

(11) 車両配備及び運用に係る費用並びに事故等の損害金、その他車両整備に関する全ての責任は受注者が負うものとする。

(12) センター敷地内又は隣接地に利用者専用の駐車スペース及び駐輪スペースを確保すること。

1.2 事業計画及び事業報告並びに事業評価等について

- (1) 毎年度当初、地域包括支援センター運営協議会に「事業計画書」及び「収支予算書」を提出し承認を受けること。
- (2) 毎年度業務終了後、地域包括支援センター運営協議会に「事業報告書」及び「収支決算書」を提出し承認を受けること。併せて、介護保険法第145条46に基づき地域包括支援センター事業評価指標による評価を行い、報告書を提出すること。
- (3) 毎月の業務終了後に下記項目の「事業報告書（月次）」を提出すること。
 - ① 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）事業実績
 - ② 総合相談支援事業実績
 - ③ 権利擁護事業実績
 - ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業実績
 - ⑤ 指定介護予防支援事業実績
 - ⑥ その他発注者が求めるもの
- (4) 指定介護予防支援事業所としての指定等に係る書類を提出すること。
- (5) その他
発注者の求めに応じて、調査報告、統計資料や運営協議会に係る資料を提出すること。また、発注者が定める個票等を完備し報告を求められた場合には速やかに提示すること。

1.3 留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、「地域支援事業の実施について（最終改正令和7年7月17日付け老発0717第5号）」及び「厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」（令和7年7月17日付、老計発第1018001号等）」並びに長寿開発センター作成「地域包括支援センター業務（または運営）マニュアル」を遵守すること。
「地域支援事業の実施について」及び「地域包括支援センターの設置運営について」並びに「地域包括支援センター業務（運営）マニュアル」が改正された場合は、最新のものを優先すること。
- (2) 苦情対応
 - ① 苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、利用者等から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に対応すること。
 - ② 苦情及び対応の内容について記録すること。
 - ③ 利用者等が苦情申立て等を行ったことを理由に不利益な取扱いをしないこと。
- (3) 緊急時の対応
業務の提供中に利用者の病状が急変した場合等は、速やかに救命処置を行い、主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じること。また、夜間等の緊急相談等に備え、医療機関、その他関係機関等との連携に努めること。
業務の実施にあたり事故等が発生した場合は、被害を最小限に防止するため必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者へ報告すること。
- (4) 損害賠償
受注者が本契約、法、民法及びその他の関係法令に違反し、利用者又はその家族の生命、身体、及び財産に損害を与えた場合には、その損害賠償の義務を負う。受注者は業務上の事故に対処するため、受注者の負担において損害賠償責任保険に加入すること。
- (5) 秘密保持
 - ① 委託業務の履行に際して知り得た個人情報その他の事項について、個人情報保護法及び関係法令を遵守すること。

- ② 個人情報の取り扱いについて、個人情報取り扱い責任者を定めること。
- ③ 個人情報の持出・開示、管理、個人情報が漏えいした場合の対応などマニュアル（個人情報保護方針）を整備し適切に取り扱うこと。
- ④ 発注者から個人情報の取り扱い状況について報告を求められた場合は、直ちに報告すること。
- (6) 暴力団関係事業者の排除

朝倉市暴力団排除条例に基づき、暴力団関係事業者について下記のとおり取り扱うものとする。

 - ① 暴力団関係者と判明した事業者との契約の解除

受注者が暴力団関係者と判明した場合は、発注者は契約を解除することができる。また、上記により契約が解除された場合、受注者は予定総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
 - ② 受注者が業務を委託する指定居宅介護支援事業者等が暴力団関係者と判明した場合は、発注者は受注者に事業者との契約解除を求めることができる。発注者は、受注者が正当な理由がなく事業者との契約解除の求めに従わなかったときは、受注者との契約を解除することができる。また、上記により契約が解除された場合、受注者は予定総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
 - ③ 「誓約書」の提出

受注者は、暴力団関係事業者の排除に係る条項等について認識したうえで、了解したことを誓約する旨の「誓約書」を契約締結時に発注者へ提出すること。
- (7) 公正・中立義務
 - ① 業務の実施にあたっては、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類のみに偏することのないよう、又は特定の介護予防サービス事業者等による介護予防サービス等を利用するよう利用者等を誘導し、若しくは指示すること等により、特定の介護予防サービス事業者等を有利に扱うことがないよう公正中立を確保すること。
 - ② 高齢者宅等を訪問する際に、センター職員であることが分かるように、職員に名札を着用させること。なお、名刺や名札を作成する際はセンター職員であることを明記すること。
- (8) 他圏域センターとの連携・応援体制の確保

天災その他の不可抗力等特別な事情が生じた場合は、発注者と協議の上、他圏域のセンターと連携し必要な応援体制を確保すること。
- (9) 契約の解除
 - ① 次のいずれかの事由に該当する場合、発注者は、期間の満了を待たずに受注者との契約を解除することができる。
 - ・受注者が本仕様書の要件及び法令等を順守しない場合
 - ・受注者が適切、公平、中立に業務を実施せず、発注者の是正の指示に従わない場合
 - ・その他、発注者及び朝倉市地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合
 - ② 前項により契約を解除する場合は、120日以上を要するものとする。
 - ③ 受注者の都合により契約を解除する場合についても、120日以上を要するものとする。
- (10) 引継ぎの準備

今回の契約更新時期等、業務の引継ぎが生じる場合を考慮し、書類および電磁的記録等を整理整頓しておくこと。なお、業務の引継ぎについては地域包括支援センターが担う役割・業務の重要性を鑑み、原則、書類・電磁的記録による方法を用いることとし、口頭での引継ぎを行ってはならない。

1.4 協議事項

この仕様書に定めのない事項については、両者の協議により定める。